

# 観光特産品開発事業費補助金のご案内

従来、小牧市で行っていた「観光特産品開発チャレンジ事業費補助金」を、今年度から「観光特産品開発事業費補助金」として(一社)小牧市観光協会が実施することになりました。この補助制度は、観光特産品の開発又は改良する者に対して、必要な資金の一部を補助するもの。観光特産品とは、小牧市で生産する原材料を加工した商品、又は小牧市の観光の魅力を発信できる商品で、既存商品と差別化が図られるもの（名古屋コーチンに関するものを除く。）をいいます。

申請者

協会

## 申請から交付までの流れ

### 交付申請書の提出

→事業開始 30 日前に申請を行うこと。

- ・ 様式第 1(交付申請書)
- ・ 小牧市が発行する納税証明書  
(個人：市民税及び固定資産税 法人：法人市民税及び固定資産税)
- ・ 決算書(個人の場合は確定申告)の写し※直近のもの

### 申請内容の確認

### 交付の決定

→不交付決定の場合は、任意の様式にて申請者へ通知する。

- ・ 様式第 2(交付決定通知書)

### 事業開始

→申請の取り下げは、交付決定通知書受理から 15 日以内。

### 実績報告書の提出

- ・ 様式第 3(実績報告書)
- ・ 経費支払いを証する書類の写し
- ・ 事業実施過程を記録した書類(写真等)

### 報告内容の確認

→報告内容に問題が無ければ、申請者へ請求書の提出を依頼する。

### 請求書の提出

→請求書提出を依頼した日から 20 日以内に様式第 4(請求書)を提出

# 観光特産品開発事業費補助金の概要

## ●対象事業

観光特産品の開発又は改良事業(次の①～②すべてに該当するもの)

- ①補助金の交付申請をする年度の2月末日までに商品が完成するもの
- ②既存の商品と比較し、差別化が図れるもの

## ●補助対象者

次の①～⑤すべてに該当する者

- ①1年以上継続して同一事業を行っている者
- ②個人にあっては、市内に住所を有し、法人にあっては、市内に事業所を有する者
- ③事業を継続して行うことができると認められる者
- ④小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- ⑤市税の滞納のない者

## ●補助金額

補助金額：5万円

## ●補助対象経費

次に示す補助対象経費の合計額が10万円以上のものに限る

- ・謝金
- ・備品購入費
- ・市場調査費
- ・商標登録料
- ・品質検査費
- ・デザイン製作委託費
- ・原材料費

※会長が特に必要とする場合にはその他の経費が認められる

## ●その他条件

- ・補助金の申請は、一の申請者につき1年度に1回とし、観光特産品は1品目とする。
- ・「名古屋コーチン」に関する商品を除く。（「名古屋コーチン」に関する商品は、別に補助制度を設けているため。）